

平成26年度 財政健全化判断比率等

平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

1. 健全化判断比率

指 標	比 率	早期健全化基準	財政再生基準	用 語 の 説 明
実質赤字比率	—	14.77%	20.00%	一般会計の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
連結実質赤字比率	—	19.77%	30.00%	すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての財政運営の深刻度を示すもの
実質公債費比率	8.8	25.0%	35.0%	地方債償還金等を指標化し、資金繰りの危険度を示すもの
将来負担比率	56.8	350.0%		地方債残高など将来支払う見込みの負担等がどれだけあるかを指標化し、将来の財政運営を圧迫する可能性の度合いを示すもの

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
北部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
南部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	20.0%
温泉施設特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%

※どの会計も黒字で資金不足額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

財政評価について

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、一般会計及び全ての会計において実質収支額が黒字であるため比率はありませんが、引き続き財源の確保や経常経費の削減などに努めます。

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、国が示している基準を下回っており健全なものです。実質公債費比率は、昨年度に比べ0.7%減しましたが、将来負担比率は前年度に比べ3.4%増となりました。比率が悪化しないよう今後とも緊急度、地域住民の要望を的確に把握した事業の選択により、起債に大きく頼ることのない財政運営に努めます。

「資金不足比率」も、全ての会計において決算額が黒字であるため、各会計の経営は良好な状態にあります。引き続き財政基盤の強化に努めてまいります。

●土地の地目が変わった場合

年内中にご自身の都合で土地の地目が変わった場合は不動産登記法上、土地の地目の変更登記を行う必要があります。

登記の変更を行わない場合、現況とは異なる地目で翌年度の固定資産税が課税される場合がありますので、年内中に必ず地目変更登記を行ってください。

なお、年内中に登記できない事情がある場合は、役場税務課資産税係までご相談ください。

●不動産(土地・建物)の所有者が亡くなった場合

不動産(土地・建物)の所有者が亡くなると、相続が開始されます。

そのままでは相続割合での共同所有となってしまいますので、通常は相続人間で遺産分割協議を行い、各持分を定めて相続登記を行います。

年内中に相続登記が済めば翌年度からの固定資産税の課税は、新しい名義人に課税されます。

もし年内に相続登記が行えない場合は、相続人代表者指定届を提出する必要がありますので、役場税務課資産税係までご連絡ください。

●今月の納税

国民健康保険税 第7期 11月30日(月)

●延長窓口サービス

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。

町税の納付など、お気軽にご利用ください。

税務署からのお知らせ

《税を考える週間(11月11日～17日)》

税の役割

考えてみませんか!

「税を考える週間」では、国民の皆さんに、租税の役割や税務行政に対する理解を深めていただくために、様々な行事を実施します。

国税庁ホームページでは、特集ページを開設し、動画で国税局や税務署の仕事を紹介するインターネット番組「Web-TAX-TV」や、イラスト・グラフを交えながら税の役割を分かりやすく解説したスライドなど、税に関する情報を掲載します。

この機会に、税について考えてみませんか。

国税庁

検索